瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

令和4年3月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第20号

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則 瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和47年瀬戸市規則第1 5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下 線で示すように改正する。

改正後	改正前
(粗大ごみ)	(粗大ごみ)

第4条の2 条例第4条の市長が規則で定める粗第4条の2 条例第4条の市長が規則で定める粗 大ごみ(以下「粗大ごみ」という。)は、その 大ごみ(以下「粗大ごみ」という。)は、その 大きさが条例第4条の3第1項に規定するごみ 大きさが瀬戸市指定のごみ袋に入らないもので 袋に入らないものであって、別表第1に掲げる あって、別表第1に掲げるものとする。ただし 、その大きさによらない。

(燃えないごみ又は粗大ごみ処理の申込み)

- ようとする者(以下「排出者」という。)は、 品名、数量、収集場所、その他必要な事項を、 市長が別に定める収集日の7日前までに市長に 申し出なければならない。
- は、排出者に対し、処理上必要な指示をするこ とができる。

(一般廃棄物処理手数料等の徴収方法)

ものとする。ただし、破砕不適物類については、、破砕不適物類については、その大きさによら ない。

(粗大ごみ処理の申込み)

- 第4条の3 燃えないごみ又は粗大ごみを排出し第4条の3 粗大ごみを排出しようとする者(以 下「排出者」という。)は、品名、数量、収集 場所、その他必要な事項を、市長が別に定める 粗大ごみの収集日の7日前までに市長に申し出 なければならない。
- 2 市長は、前項の規定により申出を受けたとき 2 市長は、前項の規定により申出を受けたとき は、排出者に対し、粗大ごみの処理上必要な指 示をすることができる。

(一般廃棄物処理手数料等の徴収方法)

第10条 条例第8条の一般廃棄物処理手数料 (第10条 条例第8条の一般廃棄物処理手数料) 以下「処理手数料」という。)及び条例第11 以下「処理手数料」という。)及び条例第11

条に規定する許可申請手数料(以下「許可申請 手数料」という。)の徴収方法は、次条から第 10条の7までに定めるところによるもののほ か次に定めるところによる。ただし、特別の理 か次に定めるところによる。ただし、特別の理 由があるときは、この限りでない。

- (1) <省略>
- (2) 処理手数料のうち燃えるごみ及び燃えない ごみの処理手数料は、条例第4条の3第2項 に規定する市指定袋の販売をもって徴収する

(3) <省略>

(処理手数料の減免の理由及び申請)

- 第11条 条例第13条の特に必要があると認め|第11条 条例第13条の特に必要があると認め
 - (1) し尿処理手数料
 - ア 天災等の災害を受けたとき。
 - イ 生活保護法(昭和25年法律第144号) の規定による保護を受けているとき。
 - ウ その他市長が必要と認めたとき。
 - 処理手数料
 - ア 天災等の災害を受けたとき。
 - <u>イ</u> その他市長が必要と認めたとき。
- 2 <省略>

(環境衛生巡視員身分証明書)

第17条 <省略>

(委任)

第18条 この規則の施行について必要な事項は

、市長が定める。

条に規定する許可申請手数料(以下「許可申請 手数料」という。)の徴収方法は、次条から第 10条の7までに定めるところによるもののほ 由があるときは、この限りでない。

(1) <省略>

(2) <省略>

(処理手数料の減免の理由及び申請)

- るときは、次のいずれかに該当するときとする るときは、次のいずれかに該当するときとする
 - (1) 天災等の災害を受けたとき。

- (2) 燃えるごみ、燃えないごみ及び粗大ごみの (2) 生活保護法 (昭和25年法律第144号) の規定による保護を受けているとき。
 - (3) その他市長が必要と認めたとき。
 - 2 <省略>

(環境衛生巡視員身分証明書)

第17条 <省略>

附 則 (施行期日)

1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 10条第2号に規定する市指定袋の販売の委託その他の準備行為は、こ の規則の施行前においても行うことができる。